

軽自動車税（種別割）の減免における身体障害者等の範囲について

袖ヶ浦市では、専ら身体障害者等の移動のために利用される軽自動車について、一定の要件に該当する場合は、軽自動車税（種別割）の減免を行うことができます。

この減免制度は、身体障害者等 1 人につき 1 台の自動車に限られています。身体障害者等の範囲は以下のとおりです。

身体障害者等の範囲

(A) 身体障害者手帳の交付を受けている方

障害の区分	障害の級別	
視 覚 障 害	1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1	
聴 覚 障 害	2 級及び 3 級	
平 衡 機 能 障 害	3 級	
音 声 機 能 又 は 言 語 機 能 障 害	3 級（喉頭摘出に係るものに限る）	
上 肢 不 自 由	1 級及び 2 級	
下 肢 不 自 由	1 級から 6 級までの各級	
体 幹 不 自 由	1 級から 3 級までの各級及び 5 級	
心 臓 機 能 障 害	1 級、3 級及び 4 級	
じん臓機能障害	〃	
呼吸器機能障害	〃	
ぼうこう機能障害	〃	
直腸機能障害	〃	
小腸機能障害	〃	
肝臓機能障害	1 級から 4 級までの各級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級から 3 級までの各級	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級及び 2 級
	移動機能	1 級から 6 級までの各級

※聴覚障害の 4 級の 1 は視力障害であり、4 級の 2 は視野狭さをいう。

※複数の障害が記載された手帳の場合、個々の障害ごとに判断します。

(C) 療育手帳の交付を受けている方

(1) ㊶（㊶の 1、㊶の 2）又は A の 1 の方

(2) A の 2 で、音声若しくは言語又は上肢の機能障害があり身体障害者手帳に 3 級の記載がある方

(D) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 4 5 条の障害者手帳の交付を受けている方（1 級）

(B) 戦傷病者手帳の交付を受けている方

障害の区分	障害の程度 ※障害の程度については新基準によるものとする
視 覚 障 害	特別項症から第 4 項症までの各級
聴 覚 障 害	〃
平 衡 機 能 障 害	〃
音声機能障害又は言語機能障害	特別項症から第 2 項症までの各級（喉頭摘出に係るものに限る）
上 肢 不 自 由	特別項症から第 3 項症までの各級
下 肢 不 自 由	特別項症から第 6 項症までの各級及び第 1 款症から第 3 款症までの各款症
体 幹 不 自 由	〃
心臓機能障害	特別項症から第 5 項症までの各級
じん臓機能障害	〃
呼吸器機能障害	〃
ぼうこう機能障害	〃
直腸機能障害	〃
小腸機能障害	〃
肝臓機能障害	〃